

令和 8 年 第 3 回

高 松 市 議 会 臨 時 会 議 案

令和 8 年 5 月 1 3 日 提 出

議案第 57 号 専決処分の承認について..... 1

議案第 57 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めます。

令和 8 年 5 月 13 日提出

高松市長 大 西 秀 人

高松市市税条例の一部を改正する条例 別紙専決処分書（写）のとおりに

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分します。

令和8年3月31日

高松市長 大 西 秀 人

高松市市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日に施行されること等により、高松市市税条例の関係条文を早急に整備する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分をします。

高松市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

高松市長 大西秀人

高松市条例第20号

高松市市税条例の一部を改正する条例

高松市市税条例（昭和35年高松市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第28条、第32条、第32条の2若しくは第32条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第33条の4第1項（第33条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第34条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）<u>、第36条の7、第50条、第68条第2項、第83条第1項若しくは第2項、第87条第2項、第109条第1項、第110条第2項、第109条第1項、第110条の1第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又</u></p>	<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第28条、第32条、第32条の2若しくは第32条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第33条の4第1項（第33条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第34条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）<u>、第36条の7、第50条、第65条の7第1項、第68条第2項、第83条第1項若しくは第2項、第87条第2項、第109条第1項、第110条の1第3項又は第119条第1項若しくは第2項に規定する納期限後に</u></p>

は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第83条第1項しくは第2項の申告書、第109条第1項の申告書、第110条の12第3項の納入申告書又は第119条第1項しくは第2項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第83条第1項しくは第2項の申告書、第109条第1項の申告書又は第119条第1項しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間 又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(軽自動車税の納税義務者等)

その税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第65条の7第1項の申告書、第83条第1項しくは第2項の申告書、第109条第1項の申告書、第110条の12第3項の納入申告書又は第119条第1項しくは第2項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第65条の7第1項の申告書、第83条第1項しくは第2項の申告書、第109条第1項の申告書又は第119条第1項しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間 又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第65条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

[削る]

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第65条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

[削る]

第65条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第65条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第

5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

[削る]

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合に、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の3 略

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の3 略

(環境性能割の課税標準)

第65条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

[削る]

(環境性能割の税率)

第65条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

[削る]

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第65条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

[削る]

(環境性能割の申告納付)

第65条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

[削る]

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

[削る]

第65条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第65条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第73条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(軽自動車税の課税免除)

第66条 商品であつて使用しない軽自動車等（第71条第1項の規定による申告がなされているものを除く。）に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第67条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(種別割の課税免除)

第66条 商品であつて使用しない軽自動車等（第71条第1項の規定による申告がなされているものを除く。）に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第67条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第68条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第70条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第71条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）

は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車

の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 略

3 第1項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書

(1)～(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第68条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(種別割の徴収の方法)

第70条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第71条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者

（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車

の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 略

3 第1項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書

を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合にあっては、この限りでない。

4 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならぬ。

5 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第72条 略

2 略

3 略

(軽自動車税の減免)

第73条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要

書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合にあっては、この限りでない。

4 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならぬ。

5 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第72条 軽自動車等の所有者等又は第65条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(種別割の減免)

第73条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要

があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。ただし、減免の対象となる事由が発生した日前に納期限が到来した場合については、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(障害者に対する軽自動車税の減免)

第73条の2 市長は、次に掲げる軽自動車のうち必要と認めるものの（第1号に掲げる軽自動車等にあつては、香川県条例（昭和29年香川県条例第13号）第91条の3の規定により自動車税の減免を受けている者が所有するものを除く。）については、軽自動車税を減免することができる。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに、市長に對し

があると認めるものについては、その所有者に対して課する種別割を減免することができる。ただし、減免の対象となる事由が発生した日前に納期限が到来した場合については、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(障害者に対する種別割の減免)

第73条の2 市長は、次に掲げる軽自動車のうち必要と認めるものの（第1号に掲げる軽自動車等にあつては、香川県条例（昭和29年香川県条例第13号）第91条の3の規定により自動車税の種別割の減免を受けている者が所有するものを除く。）については、種別割を減免することができる。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに、市長に對し

対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは障害者と生計を一にする者若しくは障害者（障害者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報）をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード）をいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書を提出する必要がないと特に認められた場合は、この限りでない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者

て、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは障害者と生計を一にする者若しくは障害者（障害者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報）をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード）をいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書を提出する必要がないと特に認められた場合は、この限りでない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者

者は、納期限（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情がある）と市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすることともに、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長が当該減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第74条 略

2 法第445条若しくは第65条の3又は第65条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第65条の3又は第65条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

は、納期限（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情がある）と市長が認める場合は、市長が指定する期日）までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすることともに、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長が当該減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第74条 略

2 法第445条若しくは第65条の3又は第65条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第65条の3又は第65条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～5 略

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、その標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

7・8 略

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第76条 市長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）について現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 略

3～5 略

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、その標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

7・8 略

(種別割の納税証明書の交付)

第76条 市長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）について現に種別割の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものである場合においては当該検査対象軽自動車等に係る種別割の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 略

[削る]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第

1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性

能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車税法第446条第1項

(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第

451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第

5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽

自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認

定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等

をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動

車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額がある

ことを附則第11条の4の規定により読み替えられた第65条の7

第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納

期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、

国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当

該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した

者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等

を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定

等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又

はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について
法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第
161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自
動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を
適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環
境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を
乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第11条の2の2 市長は、当分の間、第65条の3の規定にかかわ
らず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当する
ものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車
税の環境性能割を課さない。

[削る]

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第11条の3 市長は、当分の間、第65条の9の規定にかかわら
ず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するも
のとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税
の環境性能割を減免する。

[削る]

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第11条の4 第65条の7の規定による申告納付については、当分

[削る]

の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第11条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第65条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 家用の3輪以上の軽自動車に対する第65条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号

[削る]

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規

[削る]

定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第67条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第67条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

<p>土交通大臣の認定等を取り消した事によるものときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税の種別割</u>に関する規定（第71条及び第72条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき<u>軽自動車税の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>臣の認定等を取り消した事によるものときは、当該申請に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、当該不足額に関する規定（第71条及び第72条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 改正後の高松市市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(高松市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 5 高松市市税条例の一部を改正する条例（平成26年高松市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

	改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条</p>	

第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る高松市市税条例第67条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る高松市市税条例第67条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(参照)

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。